

「歯科技工士問題の改善を目指して」

第1章 歯科技工士の置かれている現状

歯科技工士の置かれている現状については、過去に資料をUPしていますが^{注1}、ここでは新しいデータを追加し、要点を挙げてみます。

注1 歯科技工士環境について

<http://www.minnanoshika.net/wiki/index.php?%BB%F5%B2%CA%B5%BB%B9%A9%BB%CE%B4%C4%B6%AD%A4%CB%A4%C4%A4%A4%A4%C6>

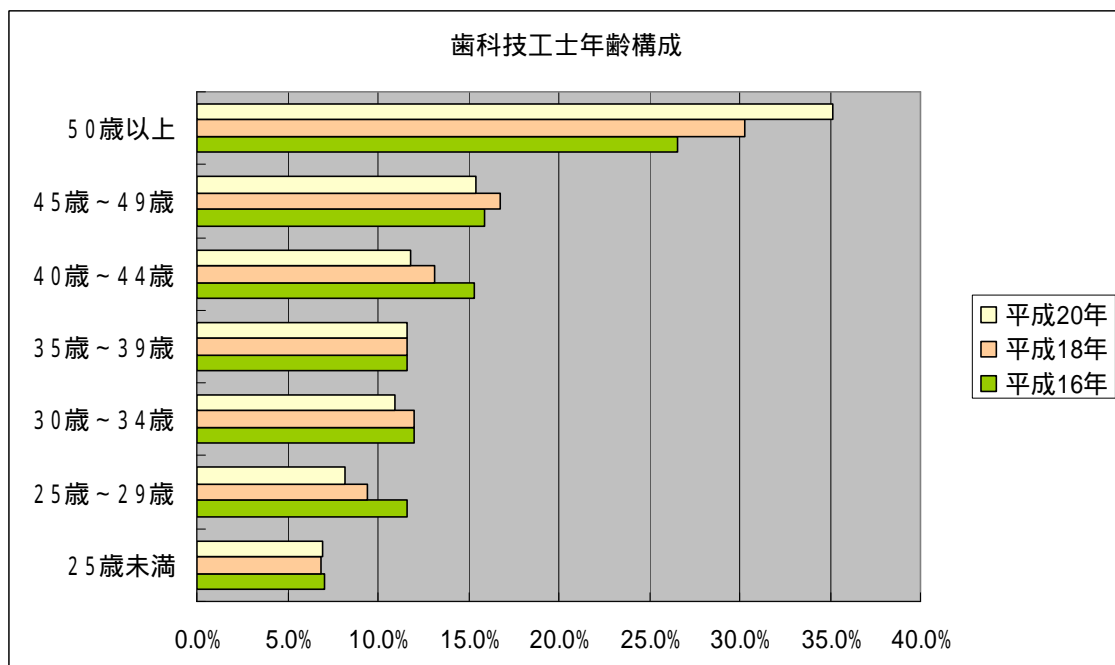
(URL をクリックして、ページが表示されないときは、上のアドレスをすべて選択して、ブラウザのアドレス欄に貼り付けてご覧ください。)

1 歯科技工士の就労率 (就労歯科技工士の年齢構成)

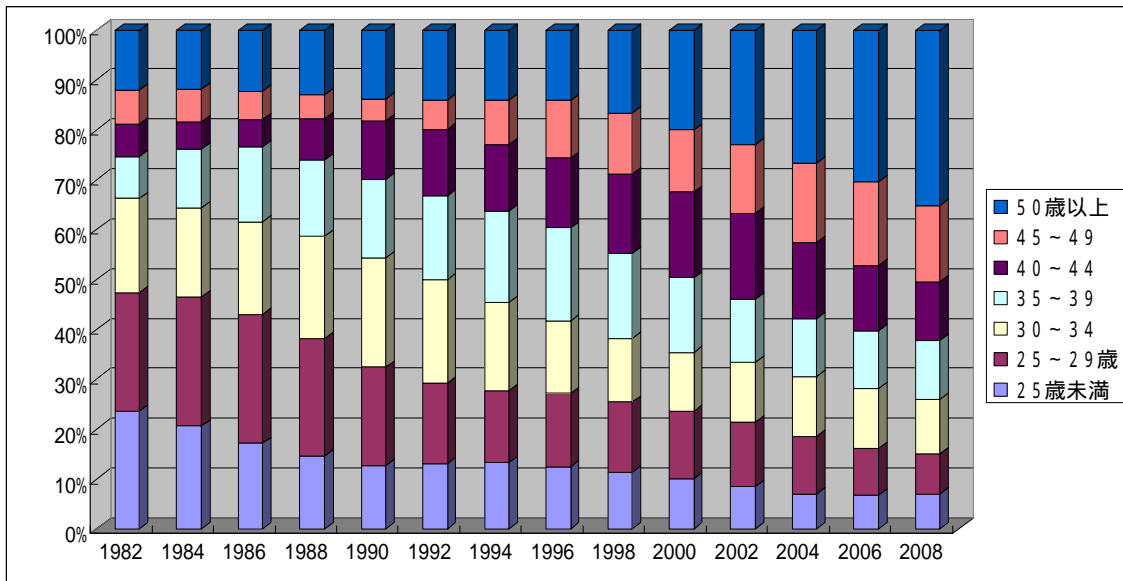
平成 16.18.20 年の就業歯科技工士の年齢構成をグラフにしてみました。

(厚生労働省 平成 16.18 年及び 20 年 保健・衛生行政業務報告結果の概況よりグラフを作成)

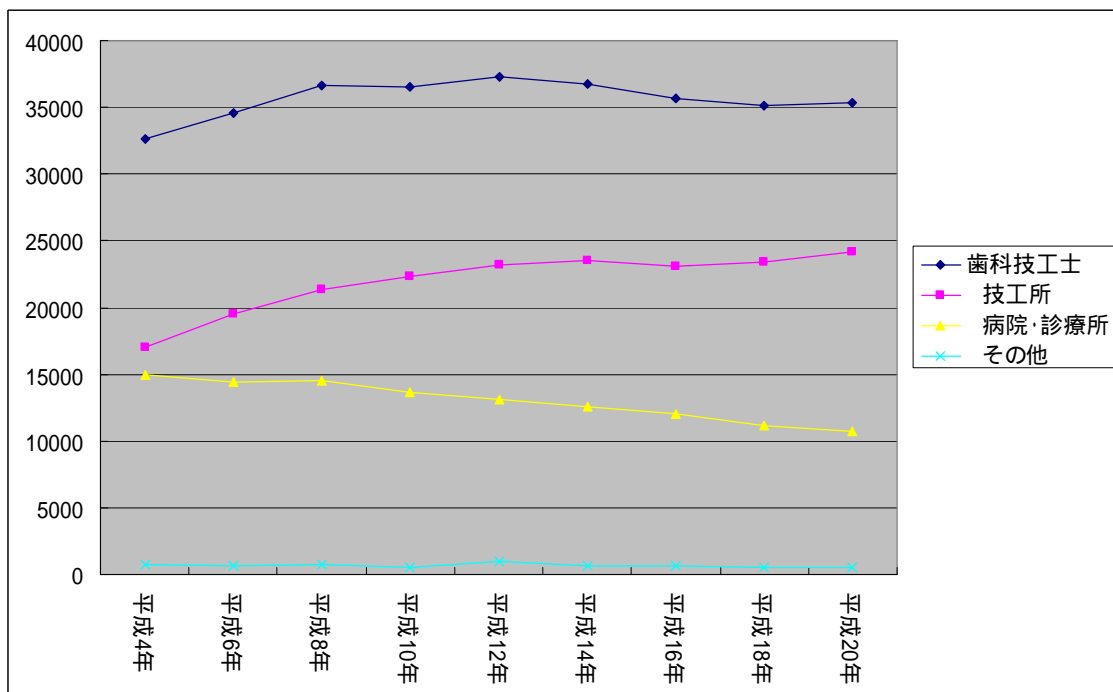
歯科技工士の高齢化が年を追うごとに進んできているのがわかります。30 歳以下の歯科技工士の占める割合が少なくなっている様子が良く分かります。特に 25 歳未満の数が非常に少ないのが気になります。



年齢構成比の推移をわかりやすいようにグラフにしてみました。

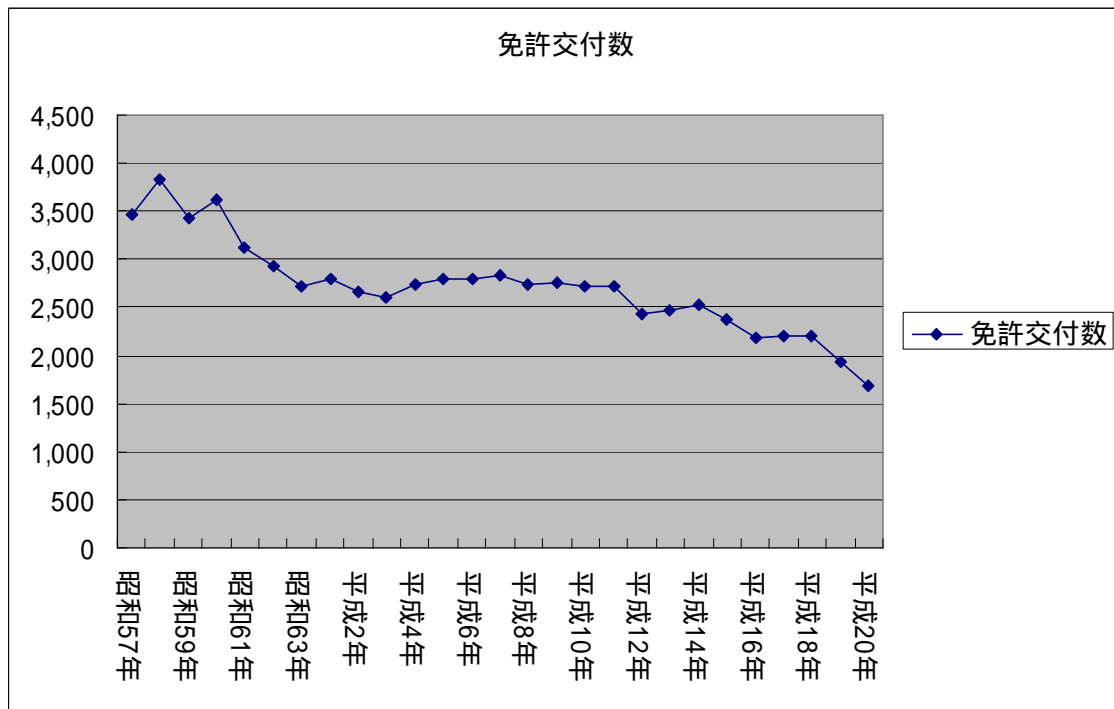


2008年においては、50歳以上の歯科技工士が35.1%を占めるまでになっています。この年齢構成の推移から、あと10年もすれば、歯科技工士は激減し、歯科技工物を作成する担い手がなくなり、歯科医療提供に大きな支障が出てくるだろうとの懸念が一部で言われています。



(詳細は [歯科技工士の高齢化ますます進む](#))

<http://www.minnanoshika.net/wiki/index.php?%BB%F5%B2%CA%B5%BB%B9%A9%BB%CE%A4%CE%B9%E2%CE%F0%B2%BD%A4%DE%A4%B9%A4%DE%A4%B9%BF%CA%A4%E0>)



就業歯科技工士数は平成 12 年をピークに、以降漸減しています（平成 20 年は微増）。日本歯科技工士会の調査によると、平成 18 年までは毎年 2,200 から 3,000 名程度が国家試験に合格しています。

ところが、歯科技工士の数があまり増えていないということは、引退される方、離職される方が、相当数居られるということになります。

なぜこういった年齢構成になっているのか。その原因のひとつに若年者の離職率の高さが挙げられます。日本技工士会が行った調査から、5～29 歳の歯科技工士の離職率は 74.9%、25 歳未満では 79.0%と推測しています。

（詳細は [歯科技工士離職率](#)

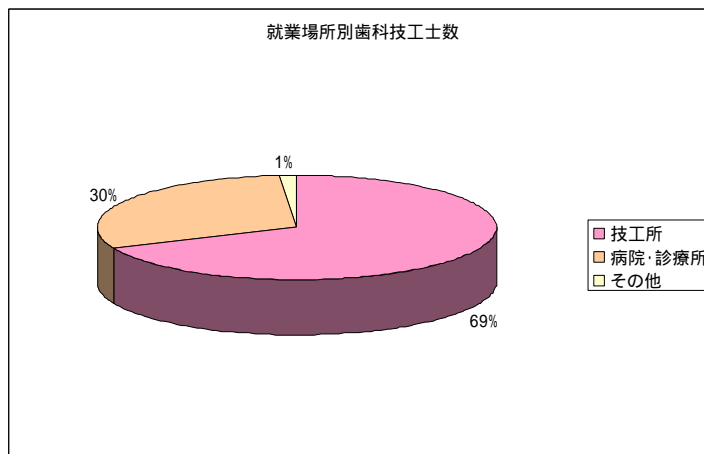
<http://www.minnanoshika.net/wiki/index.php?%BB%F5%B2%CA%B5%BB%B9%A9%BB%CE%CE%A5%BF%A6%CE%A8>)

志をもち、歯科技工士養成学校に入り、卒業、就職したあとの歯科技工士に何が起きているのでしょうか。

2 歯科技工士の就労形態（利害の対立する 3 形態）

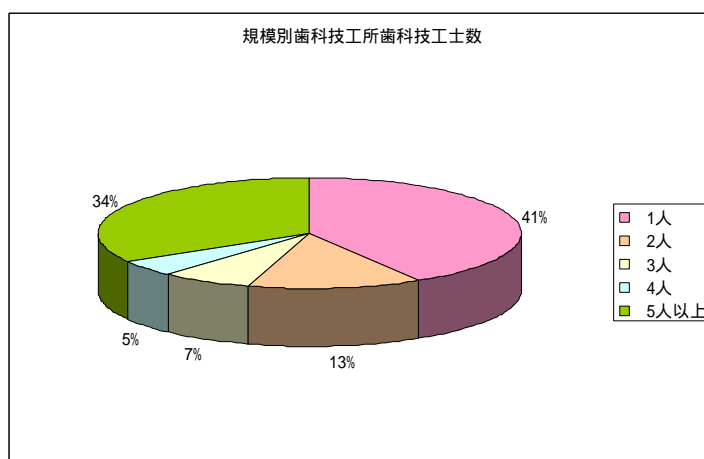
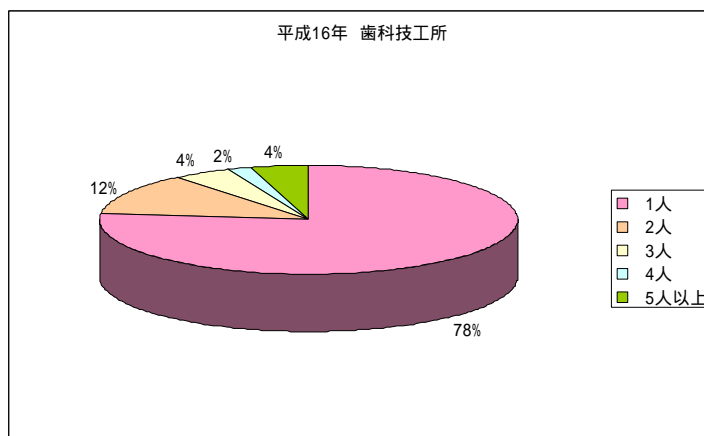
歯科技工士の就業形態は大きく分けて 3 つがあります。歯科医院や技工所で雇用されて勤務する歯科技工士、いわゆるひとりラボを運営する歯科技工士、そして、被雇用者の歯科技工士がいる歯科技工所を運営している歯科技工士です。

歯科技工所に勤務する歯科技工士は約7割となっています。また、歯科技工所においては、就業者が一名のいわゆる「一人ラボ」が大部分（78%）を占めています。



平成20年保健・衛

生行政業務報告（衛生行政報告例）結果（就業医療関係者）の概況



厚生労働省：平成16年保健・衛生行政業務報告

就業している歯科技工士数で見ると、五人以上の歯科技工所に勤務している歯科技工士は

結構多く 34%、一人歯科技工所に勤務（経営）する歯科技工士は半数以下の 41%となっています。

勤務歯科技工士の労働環境の改善は、労働基準法等を技工所経営者に遵守させることで、ある程度達成できますが、今の技工料でそれをするには、技工所経営者にとっては、困難を伴うでしょう。一人技工所の歯科技工士の長時間労働は、労働基準法の保護の対象外です。何時間働いても、法の規制は受けません。

また、複数の技工所の場合、技工物をさらに多く作成しようとするとう勤務歯科技工士を増やさなければなりません。売り上げ増と人件費増を秤にかけないと、技工所の経営は成り立ちません。一方、一人技工所の場合、その歯科技工士の「限界」まで仕事を増やしても人件費は増えません。働けば、働いただけ収入は増えます。

歯科技工士問題において、このように歯科技工士の就労形態が3つあることが、法的にも経済的にもそれぞれの歯科技工士の立場を別なものにしていて、この3者の利害は一致しないだけでなく、対立さえすることが、問題の解決を難しくしている一面があります。

3 長時間労働と低技工料金

先ほど若年の歯科技工士の離職率が高いことを書きましたが、その原因としては労働時間が非常に長いことと、歯科技工物の単価が低く、これが低賃金に繋がっていることが挙げられています。仕事そのものに魅力がないわけではなく、厳しい労働環境を嫌悪し、現場から次から次へと立ち去っていると考えられています。

歯科技工士の労働環境について調査した公的調査としては、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」があります。この資料で年収や勤務時間を見ることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/detail/index.html>

（下の表は、http://nensyu-labo.com/sikaku_sika_gikousi.htmから引用）

＜平成 20 年 歯科技工士 男女計＞									
企業規模	年収	月収	時給	ボーナス	年齢	勤続 年数 (年)	所定内 実労働 時間	超過実 労働 時間	復元 労働者数
	万円	万円	円	万円	歳		(時間)	(時間)	(人)
企業規模計	347.2	26	1391.4	35	34.2	9.2	175	12	5,740
1000人以上	597.6	38.2	2111	139.1	45.4	19.6	168	13	120
100～999人	318.4	23.8	1279	32.9	30.1	5.5	175	11	2,470
10～99人	360.4	27.3	1445	32.6	37	11.7	175	14	3,150

このデータからは厳しい労働環境にあることは言えず、この調査は実態を示していないとの批判があります。上の調査では企業規模の最低階級が 10～99 人となっています。先ほど示したグラフでわかるように、就業歯科技工士の 6 割以上が 4 人以下の歯科技工所に勤務（経営）していることを考えれば当然の指摘です。しかし、同じ厚労省が調査しているにも関わらず、政府はこの調査を基にしてか、歯科技工士の労働環境に関する質問主意書に対して次のように答弁しています。

歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書

（第一六五回国会質問第七号）

歯科診療報酬の低下や使用金属の高騰等により、歯科技工士を取り巻く環境の悪化に拍車がかかり、実態として彼らは長時間・低賃金労働を強いられている。また、安価で低質な海外の技工物を使用することによる国内の歯科技工技術の空洞化等も懸念されている。

政府は、これらの緊急事態に対してどのような対応を予定しているのか。

答弁

国外で作成された補てつ物等については、使用されている歯科材料の性状等が必ずしも明確でなく、また、日本の歯科技工士免許を有する者が作成したものではないことが考えられることから、厚生労働省においては、「国外で作成された補てつ物等の取り扱いについて」（平成 17 年 9 月 8 日付け医政歯発第 090800 号厚生労働省医政局歯科保健課長通知）により、各都道府県に対して、国外で作成された補てつ物等を病院又は診療所の歯科医師が輸入し、患者に供する場合の留意事項を示しているところである。

なお、歯科技工士が「長時間・低賃金労働を強いられている」という実態については、承知していない。

歯科技工士の労働条件に関する質問主意書

（第 166 回国会質問第三八号）

一 櫻井充君提出の「歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書」（第一六五回国会質問第七号）に対する答弁書では、「厚生労働省が実施した「平成十七年賃金構造基本統計調査」によると、歯科技工士の平均的な勤務実態が他の医療関係職種に比べて著しく劣っているわけではなく、御指摘のような実態調査を新たに行う必要はないと考えている」と答弁している。同調査は、十人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（約六万千事業所）を対象としているが、同省の「平成十六年保健・衛生行政業務報告」によれば、歯科技工士総数三万五千六百六十八人のうち、その半数以上が就業者四人以下の技工所に勤務していることが分かっている。歯科技工士総数の半数以上が四人以下の技工所に勤務している実態にもかかわらず、十人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象とした「賃金構造基本統計調査」を根拠として歯科技工士の勤務実態について答弁することは不適切であると考え、政府の見解を示されたい。また、歯科技工士の勤務実態等を踏まえた調査を行うべきと考えるが政府の見解を示されたい。

一について

御指摘の答弁は、十人以上の常用労働者を雇用する民営の事業所に就業しているという同一の条件の下での他の医療関係職種との比較における歯科技工士の平均的な勤務実態について述べたものであり、このことが不適切であるとの御指摘は当たらないものとする。 また、御指摘の調査については、必要に応じて使用者等に対し労働関係法令の遵守に関する指導を行うこと等によっても、その目的を達することは可能であると考えられることから、これを行う必要はないものとする。

一方、日本歯科技工士会の「2009年歯科技工士実態調査報告書」によれば、歯科技工士の労働時間は次のようになっています。

週労働時間の平均は53.5時間、週に51時間以上就業する人は半数強（52.5%）。

自営者の平均は61.0時間、勤務者では48.3時間。

（詳細は 2009 歯科技工士実態調査：報告書

<http://www.minnanoshika.net/wiki/index.php?2009%BB%F5%B2%CA%B5%BB%B9%A9%BB%CE%BC%C2%C2%D6%C4%B4%BA%BA%A1%A7%CA%F3%B9%F0%BD%F1>）

両者のデータには大きな開きがあります。日本歯科技工士会も、その加入率は2割程度とも言われており、また、加入者は、比較的収入の多い歯科技工所が多いとされています。となれば、その日本歯科技工士会の行うデータにも当然偏りがあるはずで

す。考えてみれば、労働基準法違反をしている歯科技工所があったとしても、その経営者は正しいデータを厚労省に提出するはずありませんし、厚労省としても、もしそういうデータが出てくれば、対応せざるを得ないでしょうから、労働基準法違反を犯していることには目をつぶる、「そういった実態はないと認識している」としか答弁しようがないのでしょう。労働時間の実態は闇の中にあるといえます。

歯科技工士の労働環境を語る場合、実態を正確に表したデータがなければ、正しい解決策を見つけることもできません。

歯科技工関連のブログ、サイトを巡ると、睡眠時間も十分に取れないような長時間労働について沢山書かれています。しかし、勤務歯科技工士に関して違法性のある数字が公式に報告されることがないことを考えると、行政が実態を正確に表したデータを得ること自体が困難であるといえます。また、技工所経営者（一人ラボ）がどんなに長く労働したとしても、法的に取り締まれることはありません。労働問題に関しては、勤務歯科技工士自身が大きな声を出さなければ、行政による解決は困難だといえるでしょう。

（長時間労働が問題と指摘される一方で、受注が少なく逆に労働時間が短い歯科技工士も沢山いるとの話を良く聞くのも事実です。）

4. コラム 歯科技工士が立ち去ったあとに

歯科技工士の苛酷な労働環境について、世の中の人に少しでも理解していただけるようにみんなの歯科ネットワークの会員が書いたコラムです。このコラムを読んでもいただければ、歯科技工士の置かれた環境がわかっていただけたと思いますので、是非目を通して見て下さい。

文章は、以下のURLをクリックしてご覧ください。

<http://www.minnanoshika.net/wiki/index.php?%BB%F5%B2%CA%B5%BB%B9%A9%BB%CE%A4%AC%CE%A9%A4%C1%B5%EE%A4%C3%A4%BF%A4%A2%A4%CB>

